

重 要 事 項 説 明 書

1 訪問看護サービスを提供する事業者について

事業者名称	株式会社 結梨
代表者氏名	代表取締役 上田 星斗
本社所在地 (連絡先)	〒663-8234 兵庫県西宮市津門住江町 12-6 105 号
設立年月日	2022 年 10 月 5 日

2 ご利用者へのサービス提供を担当する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	訪問看護ステーション 24
兵庫県指定 事業所番号	訪問看護 2860991179 号
事業所所在地	兵庫県西宮市津門住江町 12-6 105 号
連絡先 相談担当者名	電話：0798-78-3911 管理者：上田 星斗
事業所の通常の 事業実施地域	大阪府・兵庫県

(2) 事業の目的および運営方針

事業の目的	訪問看護が必要な利用者に対してサービスを提供し、居宅において、利用者の意思及び人格を尊重した、自分らしい生活を営むことができるように支援することを目的にします。
運営方針	利用者の心身機能に応じた適切なサービスを提供します。事業の実施にあたり、従業員の確保・教育指導に努め、利用者の主体性を尊重し、地域の保健医療、福祉との連携のもと総合的なサービスの提供に努めます。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日までとする（ただし 12/30～1/3 を除く）
営業時間	午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。 *但し、利用者からの希望で、上記以外のサービスも考慮する。

(4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	年中無休 365 日とする
サービス提供時間	24 時間とする

(5) 事業所の職員体制

事業所の管理者	上田 星斗
---------	-------

職種	職 務 内 容	人員数
管理者	従業者、及び運営の管理等	1 人
看護職員	訪問看護サービスの提供	28 人

3 提供するサービスの内容と料金および利用者負担額について

(1) 提供するサービスの内容について

- ①病状・全身状態の観察 ②清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③食事及び排泄等日常生活の世話 ④褥瘡の予防 ⑤ターミナルケア
- ⑥認知症の看護 ⑦療養生活や介護方法の指導 ⑧カテーテル等の管理
- ⑨その他医師の指示による医療処置

(2) 訪問看護師の禁止行為

訪問看護師はサービスの提供にあたって次の行為は行いません。

- ①利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③利用者の同居家族に対するサービス
- ⑥身体拘束その他利用者の行動を制限する行為
(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)

(3) 提供するサービスの料金とその利用者負担額について 次頁参照

利用者からいただく利用者負担金は、医療保険の法定利用料に基づく金額のとおりです。

訪問看護ステーション24
サービス利用料金表（医療保険）

（令和6年6月1日現在）

基本料金（1日につき）					
訪問看護基本療養費		医療	1割負担	2割負担	3割負担
週3回目まで		¥5,550	¥560	¥1,110	¥1,670
週4回目以降 （厚生労働大臣が定める疾病等のみ）	理学療法士等	¥5,550	¥560	¥1,110	¥1,670
	看護師（准看護師を含む）	¥6,550	¥660	¥1,310	¥1,970
訪問看護管理療養費（1日につき）		医療	1割負担	2割負担	3割負担
月の初日		¥7,670	¥770	¥1,530	¥2,300
管理療養費（2日目以降）		¥3,000	¥300	¥600	¥900
加算項目（1日につき）		医療	1割負担	2割負担	3割負担
難病複数回訪問加算 （厚生労働大臣が定める疾病等）	1日に2回以上訪問した場合	¥4,500	¥450	¥900	¥1,350
	1日に3回以上訪問した場合	¥8,000	¥800	¥1,600	¥2,400
緊急時訪問看護加算	計画外の緊急時訪問をした場合（月14日目まで）	¥2,650	¥270	¥530	¥800
	計画外の緊急時訪問をした場合（月15日目以降）	¥2,000	¥200	¥400	¥600
夜間早朝訪問看護加算	6～8時、18～22時に訪問した場合	¥2,100	¥210	¥420	¥630
深夜訪問看護加算	22～6時に訪問した場合	¥4,200	¥420	¥840	¥1,260
加算項目（1週間に付き）		医療	1割負担	2割負担	3割負担
複数名訪問加算	必要性があり、 2名以上の看護師等で看護を行った場合	¥4,500	¥450	¥900	¥1,350
長時間訪問看護加算	90分を超える訪問を行う場合	¥5,200	¥520	¥1,040	¥1,560
加算項目（1月につき・その他）		医療	1割負担	2割負担	3割負担
特別管理加算	特別管理加算（Ⅰ）利用者の重症度が高い場合※1	¥5,000	¥500	¥1,000	¥1,500
	特別管理加算（Ⅱ）上記以外の場合 ※2	¥2,500	¥250	¥500	¥750
退院時共同指導加算 （適応月）	退院・退所後の在宅療養についての指導を 入院（入所）施設において共同で行い、 その内容を文章で提供した場合	¥8,000	¥800	¥1,600	¥2,400
退院時支援指導加算	退院する日に看護師が在宅での療養上の指導を 利用者や家族に行った場合	¥6,000	¥600	¥1,200	¥1,800
在宅患者連携指導加算	訪問している医療機関や薬局や他の訪問看護 ステーションと情報共有し、指導を 行う場合	¥3,000	¥300	¥600	¥900
看護・介護職員連携強化加算	看護師等が、喀痰吸引等の業務を行う介護職員 等の支援を行う場合	¥2,500	¥250	¥500	¥750
在宅患者緊急時等 カンファレンス加算 （適応月/月2回）	状態の悪化に伴い、医師や薬剤師、 ケアマネージャー、訪問している複数の 訪問看護ステーションとカンファレンスを 行い、共同で指導を行う場合	¥2,000	¥200	¥400	¥600
訪問看護ターミナルケア療養費 ※3	在宅で死亡された場合、死亡日及び死亡日前14日 以内に2日（末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働 大臣が定める状態にあるものは1日）以上ターミ ナルケアを行った場合	¥25,000	¥2,500	¥5,000	¥7,500
24時間対応体制加算	24時間365日緊急の連絡や緊急の相談、緊急時の訪 問依頼等に対応することができるサービス体制を希 望される場合	¥6,800	¥680	¥1,360	¥2,040
情報提供療養費	・市町村に情報提供を行う場合 ・保険医療機関等に入院し、又は入所する利用者 について情報を提供を行う場合	¥1,500	¥150	¥300	¥450
訪問看護ベースアップ 評価料（Ⅰ）	医療関係職種の賃金改善を実施している場合	¥780	¥80	¥160	¥230
訪問看護医療DX 情報活用加算	居宅同意所得型のオンライン資格確認等システ ムを通じて利用者様の診療情報を取得し、当 該情報を活用して質の高い医療を提供してい る場合	¥50	¥10	¥10	¥20

精神訪問看護 利用料金表（医療保険）

（令和6年6月1日現在）

基本料金（1日につき）					
精神科訪問看護基本療養費		医療	1割負担	2割負担	3割負担
週3回目まで	30分以上	¥5,550	¥560	¥1,110	¥1,670
週4回目以降	30分未満	¥5,100	¥510	¥1,020	¥1,530
	30分以上：作業療法士	¥5,550	¥560	¥1,110	¥1,670
	30分以上：看護師（准看護師を含む）	¥6,550	¥660	¥1,310	¥1,970
精神科訪問看護管理療養費（1日につき）		医療	1割負担	2割負担	3割負担
月の初日		¥7,670	¥770	¥1,530	¥2,300
管理療養費（2日目以降）	施設基準に該当する場合	¥3,000	¥300	¥600	¥900
加算項目（1日につき）		医療	1割負担	2割負担	3割負担
精神科複数回訪問加算 （精神科在宅患者支援管理料を算定する方）	1日に2回以上訪問した場合	¥4,500	¥450	¥900	¥1,350
	1日に3回以上訪問した場合	¥8,000	¥800	¥1,600	¥2,400
精神科緊急時訪問看護加算	計画外の緊急時訪問をした場合（月14日目まで）	¥2,650	¥270	¥530	¥800
	計画外の緊急時訪問をした場合（月15日目以降）	¥2,000	¥200	¥400	¥600
夜間早朝訪問看護加算	6～8時、18～22時に訪問した場合	¥2,100	¥210	¥420	¥630
深夜訪問看護加算	22～6時に訪問した場合	¥4,200	¥420	¥840	¥1,260
加算項目（1週間につき）		医療	1割負担	2割負担	3割負担
複数名精神科訪問加算 （30分未満の場合を除く）	必要性があり、2名以上の看護師等で看護を行った場合	¥4,500	¥450	¥900	¥1,350
長時間精神科訪問看護加算	90分を超える訪問を行った場合	¥5,200	¥520	¥1,040	¥1,560
加算項目（1月につき・その他）		医療	1割負担	2割負担	3割負担
特別管理加算	特別管理加算（Ⅰ）利用者の重症度が高い場合※1	¥5,000	¥500	¥1,000	¥1,500
	特別管理加算（Ⅱ）上記以外の場合 ※2	¥2,500	¥250	¥500	¥750
退院時共同指導加算 （適応月）	退院・退所後の在宅療養についての指導を入院（入所）施設において共同で行い、その内容を文章で提供した場合	¥8,000	¥800	¥1,600	¥2,400
退院時支援指導加算	退院する日に看護師が在宅での療養上の指導を利用者や家族に行った場合	¥6,000	¥600	¥1,200	¥1,800
在宅患者連携指導加算	訪問している医療機関や薬局や他の訪問看護ステーションと情報共有し、指導を行う場合	¥3,000	¥300	¥600	¥900
看護・介護職員連携強化加算	看護師等が、喀痰吸引等の業務を行う介護職員等の支援を行う場合	¥2,500	¥250	¥500	¥750
在宅患者緊急時等 カンファレンス加算 （適応月/月2回）	状態の悪化に伴い、医師や薬剤師、ケアマネージャー、訪問している複数の訪問看護ステーションとカンファレンスを行い、共同で指導を行う場合	¥2,000	¥200	¥400	¥600
訪問看護ターミナルケア療養費 ※3	在宅で死亡された場合、死亡日及び死亡日前14日以内に2日（末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものは1日）以上ターミナルケアを行った場合	¥25,000	¥2,500	¥5,000	¥7,500
24時間対応体制加算	24時間365日緊急の連絡や緊急の相談、緊急時の訪問依頼等に対応することができるサービス体制を希望される場合	¥6,800	¥680	¥1,360	¥2,040
情報提供療養費	・市町村に情報提供を行う場合 ・保険医療機関等に入院し、又は入所する利用者について情報を提供を行う場合	¥1,500	¥150	¥300	¥450
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）	医療関係職種の賃金改善を実施している場合	¥780	¥80	¥160	¥230
訪問看護医療DX情報活用加算	居宅同意所得型のオンライン資格確認等システムを通じて利用者様の診療情報を取得し、当該情報を活用して質の高い医療を提供している場合	¥50	¥10	¥10	¥20

※1 特別管理加算Ⅰ

在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態

※2 特別管理加算Ⅱ

- ・在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理のいずれかを受けている状態
- ・人工肛門又は人工膀胱を設置している状態
- ・真皮を越える褥瘡の状態
- ・点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態
- ・

※3 訪問看護ターミナルケア療養費

ターミナルケアとは、終末期のケアのことで、ご利用者の尊厳を維持し、その人らしく最期を迎えられるようなサービス体制をご利用される場合に発生する加算です。具体的には、ご利用者の体調の変化に合わせたケア・ご家族の精神状況の変化に合わせたケア・看取りを含めたターミナルケアの各プロセスにおいてご利用者およびご家族の意向を把握し、それに基づくアセスメントを行い、サービスを提供いたします。

(4) その他の費用について

① 交通費	10km 以上一律 500 円	
② キャンセル料	サービスの利用をキャンセルする場合、キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求させていただきます。	
	24 時間前までのご連絡の場合	キャンセル料は不要です
	12 時間前までにご連絡の場合	利用者負担分の 50% 請求
	12 時間以内のキャンセル	利用者負担分の 100% 請求
※ただし、利用者の病変、急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。		
③ サービス提供にあたり必要となる利用者の居宅で使用する電気、ガス、水道の費用	利用者（お客様）の別途負担となります。	
④ 通院介助等における看護師の公共交通機関等の交通費		
利用者負担額その他の費用の支払い方法について	利用者負担額及びその他の費用について、サービスを利用した月の翌月 20 日頃までに利用月ごとの請求書を郵送又はお届けします。 サービス提供の記録と内容を照合のうえ、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 (ア) 口座振替サービス利用による支払。 (イ) 上記が困難な場合は、他の方法を相談させていただきます。 お支払いを確認しましたら、必ず領収書をお渡しますので、保管をお願いします。	

※ 利用料、その他の費用の支払いについて、支払い能力があるにもかかわらず支払い期日から 3 月以上遅延し、故意に支払いの督促から 7 日以内にお支払がない場合には、契約を解約した上で、未払い分をお支払いただきます。

4 サービスの提供にあたっての留意事項

(1) 訪問看護計画の作成

利用者及び家族の意向と主治医の指示書等に配慮しながら「訪問看護計画」を作成します。作成した「訪問看護計画」については、利用者又は家族に内容を説明します。サービスの提供は「訪問看護計画」にもとづいて行ないます。

(2) 訪問看護計画の変更等

「訪問看護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。

また、サービス利用の変更・追加は、訪問看護師の稼働状況により利用者が希望する時間にサービスの提供ができないことがあります。その場合は、他の利用可能日時を利用者に提示するほか、他事業所を紹介するなど必要な調整をいたします。

(3) 担当看護師の決定等

サービス提供時に、担当の看護師を決定します。ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数の看護師が交替してサービスを提供します。利用者から特定の看護師を指名することはできませんが、看護師についてお気づきの点やご要望がありましたら、事業者相談窓口等にご遠慮なく相談ください。

(4) サービス実施のために必要な備品等の使用

サービス実施のために必要な備品等(水道、ガス、電気を含む)は無償で使用させていただきます。

5 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、下記の対策を講じます。

① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者：上田 星斗
-------------	-----------

② 成年後見制度の利用を支援します。

③ 苦情解決体制を整備しています。

④ 従業者に対する人権擁護・虐待防止・身体拘束廃止の取り組みを啓発・普及するための研修を実施しています。

⑤ 人権擁護・虐待防止・身体拘束廃止の取り組みを協議する事業所内の委員会を設置しています。

6 秘密の保持と個人情報の保護について

①利用者及びその家族に関する秘密の保持について	事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「福祉事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ○ 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ○ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ○ 事業者は、従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
②個人情報の保護について	○ 事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で使用する等、他の保健医療サービス事業者等に、利用者の個人情報を提供しません。また、利用者の家族の個人情報についても、当該利用者の家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で使用する等、他の福祉サービス事業者等に利用者の家族の個人情報を提供しません。 ○ 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ○ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

7 事故発生時及び緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

8 事故発生時の対応方法について

利用者に対する訪問看護の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市区町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名： 訪問看護事業共済会

保険名： 訪問看護事業者賠償責任保険

保障の概要： 身体障害、財物破損、人格権侵害、管理受託物、初期対応費用、被害者治療費等

9 身分証携行義務

訪問看護従業者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

10 心身の状況の把握

指定訪問看護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

11 連絡調整に対する協力

訪問看護事業者は、指定訪問看護の利用について市区町村又は相談支援事業を行うものが行う連絡調整にできる限り協力します。

12 指定障がい福祉サービス事業者等との連携

指定訪問看護の提供に当り、市区町村、指定障がい福祉サービス事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。

13 サービス提供の記録

- ① 指定訪問看護の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容、実績時間を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。
- ② これらの記録はサービス完結の日から2年間保存し、利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。
(複写等にかかる費用は実費を負担いただきます。)

14 指定訪問看護サービス内容の見積もりについて

契約に際して、利用者のサービス内容に応じた見積もり(契約書別紙)を作成します。

15 業務継続に向けた取り組みについて

事業の継続における自然災害等のあらゆるハザード発生時において、利用者に対する指定訪問看護事業提供を中断させない、または中断しても可能な限り短い期間で復旧させ、指定訪問看護の提供を継続的に実施できるよう業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

16 看護師等の衛生管理について

事業者は、事業所において感染症等が発生し、又はまん延しないように、看護師等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。事業継続計画の一環として、感染症等の予防及びまん延防止のための指針を整備し、研修及び訓練を定期的実施しています。

17 介護・医療情報の活用について

事業者は質の高い訪問看護を実施するため、利用者の同意の上、オンライン資格確認や医療DX(デジタルトランスフォーメーション)推進の体制に関する事項及び電子的データ等から取得する情報を活用することがあります。

18 苦情解決の体制及び手順

提供した指定訪問看護に係わる利用者及びその家族の相談及び苦情を受け付ける為の窓口を設置します。

【事業者の窓口】 (事業者の担当部署・窓口の名称)	名称	訪問看護ステーション 24
	所在地	兵庫県西宮市津門住江町 12-6 105 号
	電話番号	0 7 9 8 - 7 8 - 3 9 1 1

19 第三者による評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	☐ あ り	☒ な し
---------------	------------------------------	---